

授業料及び高等学校等就学支援金について

東京都教育委員会

このお知らせの内容は、令和7年1月時点のものです。
今後の制度改正等により、記載内容等に変更が生じる場合は別途お知らせします。

1 授業料について

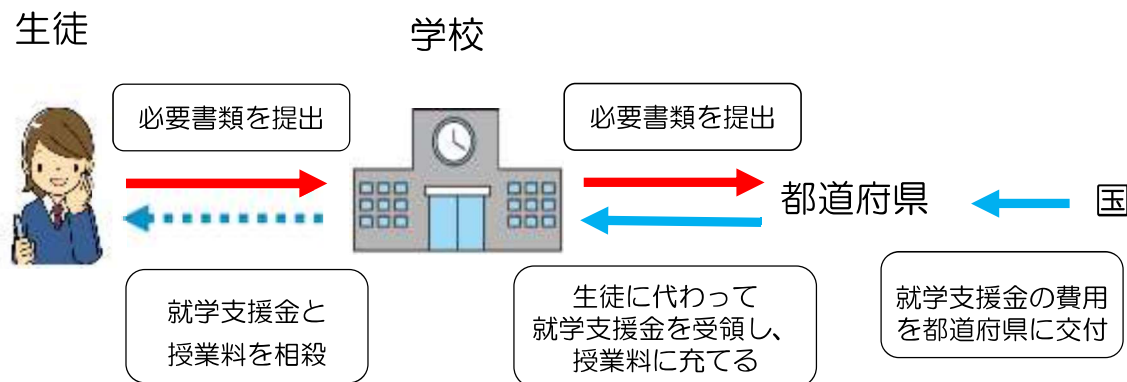
都立特別支援学校高等部（専攻科含む）の授業料は年額 1,200 円です。

授業料については、国（高等学校等就学支援金制度※）による授業料相当額の補助又は東京都（授業料免除制度※）による免除により実質無償となっています。

※ 各制度の詳細は「2 就学支援金とは」「5 授業料免除制度（授業料実質無償化）とは」をご覧ください。

2 就学支援金とは

この制度は教育に係る経済的な負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的とした国の制度で、特別支援学校高等部（専攻科を除く）の授業料相当額が国より補助されます。実際には、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取ることはありません。



以下の審査基準を満たす世帯が該当します。

審査基準	所得制限額
区市町村民税の課税標準額（課税所得額）×6% - 区市町村民税の調整控除の額	30万4,200円未満

- ※ おおよその所得が **910万円（世帯構成員等によって変動）未満**の世帯が該当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
- ※ お住まいが政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。
- ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合があります。

3 就学支援金の手続き

就学支援金支給のためには、電子申請又は紙による申請書の提出が必要です。在籍する学校から配付される案内により、就学支援金の受給資格認定申請を行います。申請者ごとに必要書類が異なります。詳しくは下表をご確認ください。

<マイナンバーで申請する場合>

申請者		必要書類
1	親権者又は未成年後見人 ※生徒が入学時点で成人している場合を除く	①マイナンバー収集台紙 (親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの)
2	親権者以外の親族	①マイナンバー収集台紙(扶養者の内容記載のもの) ②扶養誓約書
3	生徒本人	①マイナンバー収集台紙(生徒本人の内容記載のもの)

<課税証明書等で申請する場合>

課税証明書等で申請される方は、マイナンバーの部分以下の表を参考に読み替えて提出してください。申請時及び収入状況届出(毎年7月)の都度、提出していただきます。

なお、**課税証明書等の年度**は提出回ごとに異なるので注意してください。

手続回	手続内容	提出書類
第1回	受給資格認定申請 (申請時のみ)	令和6年度(2024年度) 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 例 ①令和6年度 住民税(非)課税証明書 ②令和6年度 特別徴収額通知書 ③令和6年度 住民税納税通知書
第2回	収入状況届出 (毎年7月)	令和7年度(2025年度) 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 例 ①令和7年度 住民税(非)課税証明書 ②令和7年度 特別徴収額通知書 ③令和7年度 住民税納税通知書

※ 区市町村によっては上記書類に区市町村民税の課税標準額や調整控除の額が記載されていない場合があります。その場合、別途区市町村で証明書の取得及び学校への提出が必要になる場合があります。

■ 留意事項

- 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。
 - 一時的に親権を行う児童相談所長
 - 児童福祉施設の長
 - 法人である未成年後見人
 - 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- 所得確認の対象となる方が日本国内に在住していない等の理由により、マイナンバーを有していない場合はマイナンバー収集台紙の提出は不要です。
- 税の申告を行っていない場合、マイナンバーで所得確認ができず、審査が行えない場合があります。必ず事前に個人住民税の申告を行ってください。所得確認ができない場合、別途区市町村等への税の申告等を求める場合があります。

4 国によるその他の授業料支援

■ 学び直し支援金

高等学校等学び直し支援金制度とは、高等学校等を中途退学した方が、「学び直し」のため、特別支援学校高等部に再び入学した場合、就学支援金支給期間である36月を経過した後も、最大12月の期間、授業料相当額が支給される制度です。

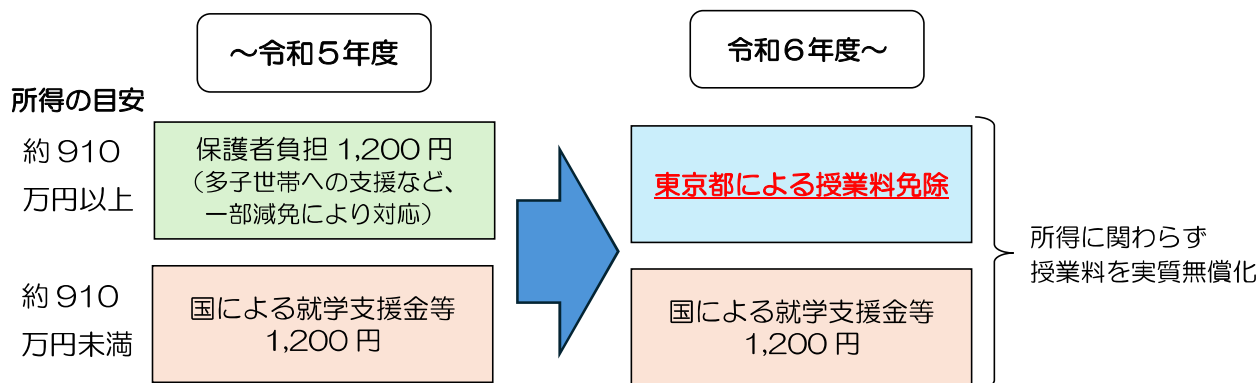
■ 家計急変支援制度

保護者等の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職などやむをえない理由により所得が著しく低下した場合に授業料を支援する制度です。

対象となる所得要件は、減少した所得状況をもとにした世帯所得推計が、590万円未満程度（両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安）になった場合です。

5 授業料免除制度（授業料実質無償化）とは

令和6年度から都立特別支援学校等における授業料は、実質無償化となっています。授業料免除制度とは、所得制限により、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料の全額を免除する制度です。

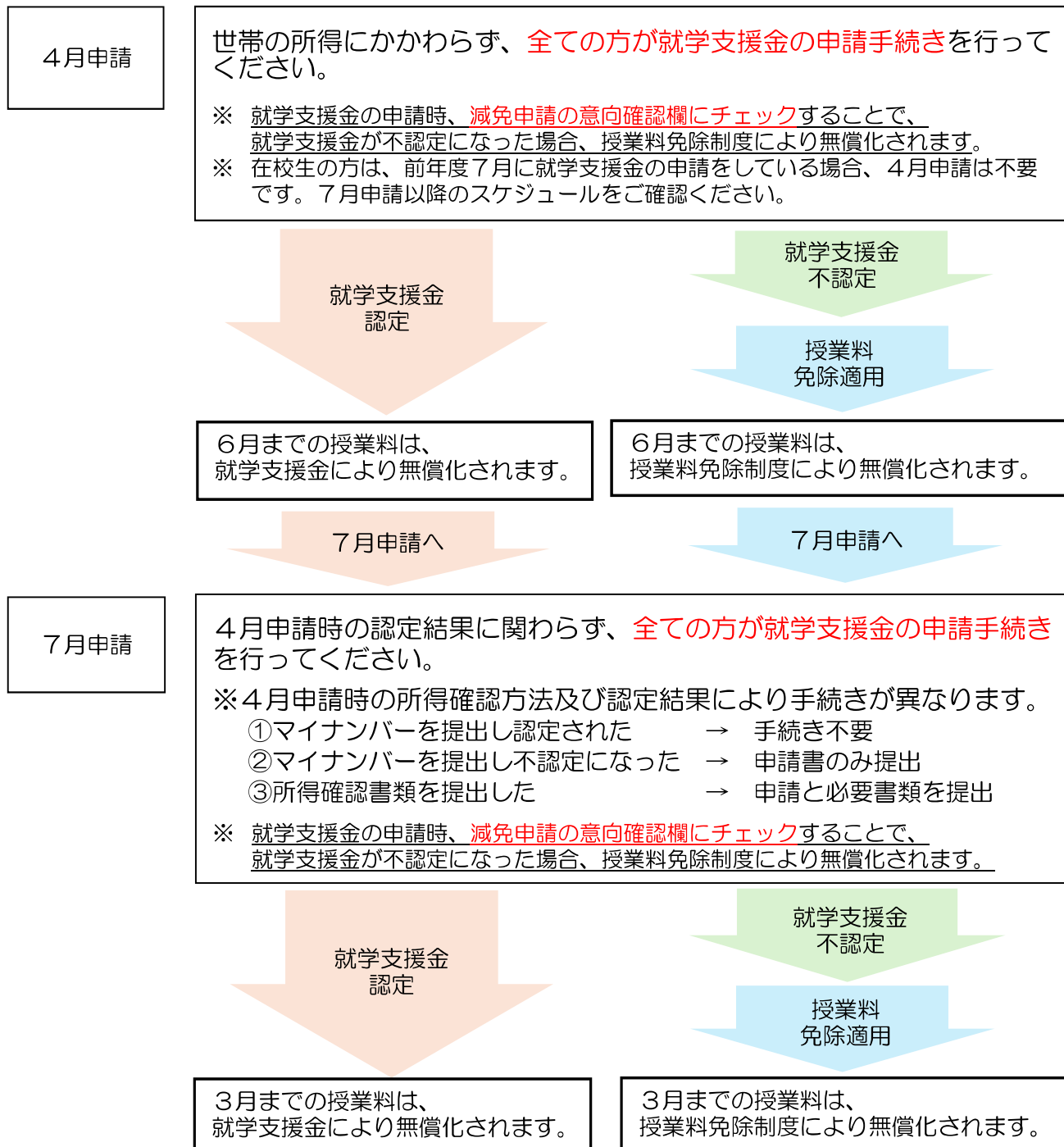


■ 留意事項

- (1) 就学支援金の申請を行わない方は授業料免除を受けることはできません。
また、就学支援金の申請を行った場合でも、税申告がおこなわれていないこと等により、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。
- (2) 所得要件以外の要件（特別支援学校の在学期間が36月を超過しないなど）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、授業料免除を受けることはできません。
- (3) 授業料免除を受けるためには、原則として、申請年度の前年12月31日（新入生の場合は入学日）から授業料免除制度の申請日まで引き続き、生徒及びその保護者が都内に住所を有している必要があります。

6 授業料免除制度の手続き

■高等部本科の場合



就学支援金の申請手続きや必要な書類については「3 就学支援金の手続き」を必ずご確認ください。

■高等部専攻科の場合

就学支援金制度の対象外であるため、「授業料減免申請書」により、授業料免除制度に申請してください。

7 その他のよくある質問

Q1 就学支援金の申請をした後、就学支援金はいつ受け取れますか？

A1 就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を經由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を収めていただく必要はありません。

Q2 誤って不申請意向確認書を提出しました。これから申請すれば、遡って受給できますか？

A2 申請は可能ですが、手続きをおこなった当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。

Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

A3 あくまでも親権者の「区市町村民税の課税標準額×6%から区市町村民税の調整控除の額」を引いた額が基準となりますので、この場合親権者である両親の個人番号カード等の所得確認書類を提出してください。

Q4 就学支援金の申請をしませんでしたが、父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

A4 離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続きが必要ですか？

A5 親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類を学校に提出してください。

Q6 休学をする場合に手続きは必要ですか？

A6 休学する期間については、授業料は徴収しませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止手続きを行ってください。復学の際に、支給手続きを行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続きについては、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？

A7 自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。

Q8 授業料無償化の制度を利用するには、何か手続きが必要なのでしょうか。

A8 就学支援金制度と授業料免除制度のどちらに該当するか確認するため、就学支援金の申請をしていただく必要があります。また、毎年度申請していただく必要がありますのでご注意ください（マイナンバーで申請し、就学支援金の受給資格が認定となった場合を除く）。